



戸籍上の氏名に振り仮名を記載

○戸籍振り仮名記載事業 1,678万7,000円(債務負担行為:令和6年度～7年度)

【概要】 戸籍の記載事項に、新たに「氏名の振り仮名」が追加されることに伴い、戸籍の振り仮名記載に係る確認通知の封入封緘・発送などに係る経費を計上しようとするもの。

質疑 具体的な事務体制について。

答弁 今回の債務負担行為では、氏名の振り仮名に関する情報を通知する事務を行うが、今後、特設窓口の開設や、電話対応、振り仮名入力作業が別途必要となってくるため、国の予算の動向も見据えながら、別途予算計上していくことも考えている。



質疑 本人から市への振り仮名の届出は、インターネットで可能か。

答弁 マイナポータルでの手続きが可能である。

質疑 本来の振り仮名と異なる振り仮名で届出があった場合、整合性の確認はどうするのか。

答弁 一般的に認められている振り仮名については、どのように届け出るかは、本人の届出次第である。ただし、振り仮名を変えてしまうとパスポートなどとの整合性が取れなくなるなど、本人に不都合が生じることがある。また、一般的に認められていない振り仮名で届け出された場合は、国の基準などに沿って判断をしていく。

保護施設利用者数の増加に対する保護施設事務費の増額

○生活保護自立支援事業費 保護施設事務費 1,300万円

【概要】 身体や精神に障がいがある方、居宅を失った方など、日常生活を営むことが困難な方への生活扶助を行うことを目的とする保護施設について、利用者数増加のための保護施設事務費の増額分を計上しようとするもの。

質疑 保護施設がほぼ満床状態とのことだが、施設に入れない方はどうするのか。

答弁 保護施設は、生活保護申請時に家がない方の利用がほとんどであるが、施設利用時に満床の場合は、無料低額宿泊所や民間のホテル、旅館へ一時的に入ってもらいなどの対応をとっている。